

## 国立大学法人長岡技術科学大学職務発明等に対する補償金支払要領

平成 16 年 4 月 1 日  
学 長 裁 定

(趣旨)

第 1 この要領は、国立大学法人長岡技術科学大学職務発明規程（以下「発明規程」という。）第 43 条に基づき、国立大学法人長岡技術科学大学（以下「本学」という。）における職務発明等に対する補償金の支払について、必要な事項を定める。

(登録補償金)

第 2 発明規程第 35 条に規定する登録補償金の支払は、次に定めるところによる。

- 一 本学が取得し又は譲り受けた特許権については、権利 1 件につき、7, 500 円に本学の持分を乗じた額とする。
- 二 本学が取得し又は譲り受けた実用新案権については、権利 1 件につき、2, 500 円に本学の持分を乗じた額とする。
- 三 本学が取得し又は譲り受けた意匠権及び育成者権については、権利 1 件につき 2, 500 円に本学の持分を乗じた額とする。

2 前項各号に掲げる補償金の支払を受ける権利を有する者が 2 人以上ある場合は、当該各号に定める額にそれぞれの持分を乗じた額とする。

(実施補償金)

第 3 発明規程第 36 条に規定する実施補償金は、知的財産権の実施により、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に本学が得た収入金額から、当該知的財産権の権利取得及び技術移転に要した費用を控除した金額の 100 分の 50 に相当する額を毎年発明者に支払う。

2 前項の補償金の支払を受ける権利を有する者が 2 人以上ある場合は、同項に定める額にそれぞれの持分を乗じた額とする。

(譲渡補償金)

第 4 発明規程第 37 条に規定する譲渡補償金は、知的財産権の譲渡により本学が得た収入金額から、当該知的財産権の権利取得及び技術移転に要した費用を控除した金額の 100 分の 50 に相当する額とする。

2 当該補償金の支払を受ける権利を有する者が 2 人以上ある場合は、前項に定める額にそれぞれの持分を乗じた額とする。

(補償金の支払)

第 5 前三条に規定する補償金は、発明者又は発明者の有する当該補償金の支払を受ける権利を承継した者からの請求により支払う。

附 則

- 1 この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 16 年 3 月 31 日以前に出願等が行われた発明等に対する補償金の支払については、この要領を適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。